

PTA(主催・共催)活動終了後には  
必ず事故の有無の確認

これは、年度当初にお配りした『岐阜県PTA見舞金給付会“手引”』の裏表紙にある言葉です。PTA活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生したりした場合に、「医療見舞金」や「修繕費等」が給付されます。もし事故が起こった時には、“手引”の裏表紙の「給付までの流れ」の手順で、手続きをお願いします。

見舞金・賠償責任の「Q&A」「事例」

これまでに各単Pから問い合わせがあった主なものを「Q&A」「事例」の形でまとめてみました。

■見舞金に関すること

【Q1】:PTA校外生活委員が地区祭りに参加した時に事故があれば見舞金の対象となりますか？

【A1】:見舞金の対象となります。

地区からPTAに依頼があり、PTAとして校外生活委員が参加しており、委員会としてはPTAの年間計画に位置付けていけば、見舞金給付会の規程に則って対象となります。

【Q2】:校外学習に「保護者の付き添い等のボランティア」をお願いする文書が、校長名とPTA会長名で出ています。校外学習の折に保護者に付き添いをお願いして事故が起きた時は、見舞金の対象になりますか？

【A1】:見舞金の対象となります。学校教育活動でPTAに協力を依頼された活動は対象です。

ただし、PTA年間計画に記載され、校長からPTA会長に依頼書が出されており、参加会員に依頼文書が出ていることが必要です。

【Q3】:PTA主催の講演会を開催する予定です。PTAから依頼して、地域の方に未就学児を講演会の会場内にある部屋で託児の形で見守っていただくことをお願いしようと考えています。地域の方と未就学児は見舞金の対象となりますか？



【A3】:<見舞金について>

未就学児を見守る地域の方は、正式にPTAから依頼を受けているので「協力者」となります。したがって、ケガ等の災害に対しては見舞金の対象となります。未就学児については対象になりません。

<賠償責任について> ※委託保険会社からの回答

(1) PTAの依頼を受け見守りされた方が、PTA会員以外の方の場合

- ・未就学児が起こした事故(借りている施設に損害を与えた、他人にケガを負わせた等)について、未就学児を預かった方に賠償責任を求められるような場合は適用の対象とはなりにくいと考えられます。
- ・また、派遣事業所等に派遣料を支払い有料で依頼した場合は、依頼先の責任となると考えられます。

(2) PTAの依頼を受け見守りされた方が、PTA会員の場合

- ・(1)と同様の事例の場合、適用の対象となると考えられます。

しかし、(1)(2)いずれの場合も個別に委託保険会社の判断となります。

■賠償責任に関すること

【事例1】:PTA主催の環境整備作業中に、草刈り機の跳ね石によって車に傷が付いた。

➡ 幸いにもキックバックによって草刈り機が跳ね、近くにいた人が腕を切ったとか失明した等の重大事故は起きていませんが、草刈り機使用時に石跳ねにより車を傷つける、窓ガラスを割る等の事故は起きています。これらの事故が起きた場合、PTA組織として損害賠償責任があるか、危険な行為を承知で行った重過失にあたるか判断されるかは委託保険会社の判断によります。草刈り機を使用する場合、作業者は保護メガネの着用、近くに車がある時は移動させる、建物の近くでは防護ネットを張る、または草刈り機を使用せず手刈りに切り替えるなどの対策を徹底する必要があります。



【事例2】:PTA主催の資源分別回収で空きビン回収のため、車内が液漏れによって汚れた。

➡ あらかじめ回収物品については知らされているはずですが、取扱い中にビニル袋が破れたり、洗浄していないビンの汚れが付着したりすることも予測できるはずですが。車の使用者は敷物をしておくなどの予防対策をしておくことが重要になります。車内が汚れたことが、PTA管理者(PTA会長)の責任とはなりにくいと考えられます。

PTA活動中に使用する自動車が起こした対人・対物事故による損害賠償、運転手や同乗者のケガに対する損害賠償、使用する自動車の破損等への損害賠償は保険金の支払いはできません。PTA会員の方に理解していただき、車の提供をしていただく必要があります。

【事例3】:PTA行事で、駐車場に止めてあった車の側面一帯にキズが付いていることに翌日になって気が付いた。誰がキズを付けたか不明だが、対象になるのかどうか。

➡ 当会は委託保険会社の賠償責任保険に加入しています。その約款に基づいて支払われますが、この事例の場合は難しいと思われます。PTAの組織として責任を負う範囲ではないと考えられます。判断に迷われる場合は、県PTA見舞金給付会事務局へお尋ねいただければ、委託保険会社に確認し、お答えするようにします。

災害が起きたら、まず一報を！！

お知らせ

◆右の二次元コードから岐阜県PTA連合会のHPを開いていただき、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。

